

法人による成年後見制度 ～現状と課題～

平成27年1月27日(火)／秋田
弁護士 熊田 均

私の立場

- 1 愛知県知的障害児者生活サポート協会
法律アドバイザー
- 2 愛知・岐阜・三重の数カ所での成年後見センター
(社会福祉協議会中心)の委員
- 3 日本弁護士連合会 高齢者・障害者の権利に関する委員会 委員長(平成26年度)

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

(法務省パンフレットより)

今日お話しする内容

- 1 成年後見制度の背景
- 2 成年後見制度の体系
- 3 成年後見制度の利用状況
- 4 ある消費者被害の実例
- 5 成年後見制度の課題
- 6 成年後見制度の受け皿について
- 7 その中での法人後見制度の現状
- 8 法人後見の注意点


成年後見制度の背景

～弁護士が法律相談の中で感じるもの～

- ①障がい者を支える親族の高齢化
- ②障がい者に対する消費者被害の増大
～施設から在宅へ
- ③障がい者福祉サービスが契約化されたことによる「判断能力の要求」と、それが困難な現実

成年後見制度の体系

法定後見・・・判断能力が衰えてからの
対処方法

- 
- a 後見類型（重度の認知症）
 - b 保佐類型（中度の認知症）
 - c 補助類型（軽度の認知症）

任意後見・・・判断能力が衰える前からの
対処方法

後見制度を利用する場面

本人（女性）は重度の知的障がい者、施設入所中。金銭の価値等の理解が全くできない状況です。父親が亡くなって、父親名義の預金や土地の名義を本人に変えたいのですが、本人は理解できません。

→後見人を選任し、後見人が本人に代わって、銀行の名義変更や司法書士に登記手続を依頼する。

保佐制度を利用する場面

本人（男性）は中度の知的障がい者で、挨拶ぐらいはできるのですが、物事の理解はできません。

この度、在宅生活が困難になり施設入所が決まりました。今後の費用の捻出のため、親が残してくれた自宅を売却する必要がありますが、本人は理解できません。

→保佐人を選任し、保佐人が代理人となって本人に代わり自宅を売却する。

補助制度を利用する場面

本人は、軽い知的障がい者。在宅で通所生活。スーパーやコンビニで日常生活品を買うことはできます。ただ、先日、訪問販売で30万円もする健康食品1年分を購入してしまいました。頼まれると断れず、今後またこのようなことがあったら困ります。

→補助人を選任してもらい、特定の取引、例えば金20万円以上については、補助人に取消をしてもらおう権限を付与する。

3つの類型の違い

手元の添付資料で説明します。

利用方法

1 申立

(被後見人が居住する場所を管轄する家庭裁判所)

2 受理・調査・・・調査官や書記官による調査

(鑑定により類型の決定) 診断書がOK
5万円かかる 11万円かかる

3 裁判所による宣告

4 登記

そして活動開始！

成年後見人の業務内容

(1) 財産管理

- ① 就任直後 …「財産目録」「後見計画書」の作成
- ② 日々の業務 … 財産の保全と管理、金銭出納など
(預貯金の管理、不動産の処分、遺産分割、賃貸借契約など)

(2) 身上監護方法の決定

→ 純粹な事実行為は行わない
(例: 車いすを押す、オムツを交換するなど)

- ① 入所契約・入院契約・アパート契約
(手術の同意権はない)
- ② 施設等の入退所、処遇の監視・異議申立等に関する事項

成年後見人の義務

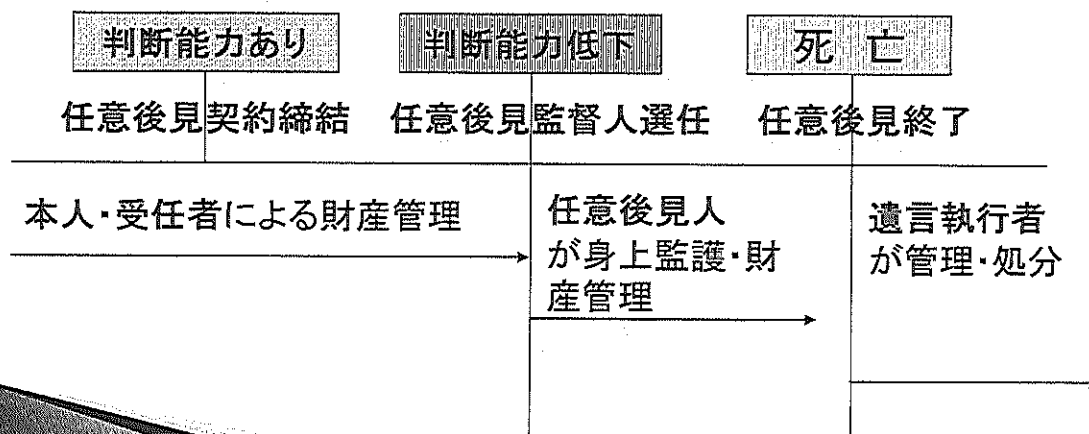
「本人の意思の尊重義務」と
「本人の身上への配慮義務」

民法858条

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

任意後見（認知症になる前の対処方法）

- ① 任意後見契約（本人と任意後見人との委任契約）の締結
・家庭裁判所による任意後見監督人の選任を停止条件とする公正証書による契約。
→適法かつ有効な契約の締結及びその確実な立証を確保するため。
- ② 任意後見監督人の選任
- ③ 任意後見監督人の監督事務など



成年後見制度の利用状況 (平成25年1月～12月のデータ)

- ①件数(総数－34,548件)(任意後見－716件)
～後見28,040件・保佐4,510件・補助1,282件
- ②審理期間－申立から決定まで2ヶ月以内約80%
- ③申立人－親族が85%強、市町村長申立が全国で
5,046件
- ④利用者の性別・年齢－男性4割, 女性6割
男性－80歳以上35%, 70代24%
女性－80歳以上63%, 70代20%
→毎年、高齢化が進む



成年後見制度の利用状況 (平成25年1月～12月のデータ)

- ⑤申立の動機－

・財産管理処分	28,108件
・不動産処分	6,649件
・介護保険契約	12,162件
・身上監護のため	7,997件
・訴訟手続	1,845件
- ⑥鑑定－鑑定省略9割弱・鑑定期間1ヶ月以内が6割弱
・鑑定費用5万円以下67%、5～10万円30%
- ⑦後見人等－親族42.2%、第三者57.8%(内訳:弁護士3割, 司法書士4割弱, 社会福祉士3割弱)



平成25年概況の評価

- (1) 申立総数 34,548件(0.4%減少)
　　<後見が1.5%減少>
- (2) 市町村申立割合 13.2%
- (3) 鑑定割合 11.6%実施
- (4) 第三者後見 57.8%(おおよそ2万件)
　　社協560件、その他法人959件
　　市民後見167件

平成25年概況の評価

- (5) H25.12.31末利用者 17万6,564件
　　(内訳)
- | | |
|--------|-----------|
| ① 後見 | 14万3,661件 |
| ② 保佐 | 2万2,891件 |
| ③ 補助 | 8,013件 |
| ④ 任意後見 | 1,999件 |

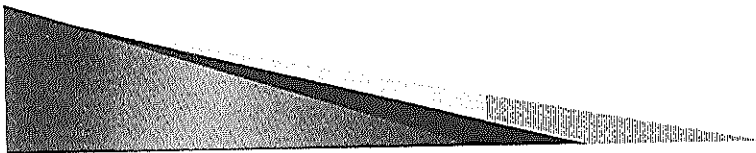
ある消費者被害の事例

「本人が決めたこと」だからといって

住み慣れたこの家で暮らしたい。

でも古くなったので地震が心配。

・・・リフォームを勧められるが・・・



高齢者世帯・在宅

事例① 90歳男性・認知症状 85歳女性・軽い認知症状

85歳の女性が支えながら、在宅生活を二人で行っている。

いろいろな業者が出入りしていたことは近所の人も知っていたが、そのことが遠くにいる娘夫婦に伝わらず。

娘夫婦が久しぶりに両親宅を訪問した時に業者らしき人が訪れており、調べてみたら「いろいろな契約書」が出てきた。



事例②

子どももいなく、会社を退職してからもデパート等でウィンドウショッピングをするのが好き。

そこで知り合った店員に優しくされて、一緒に買い物に行くようになった。

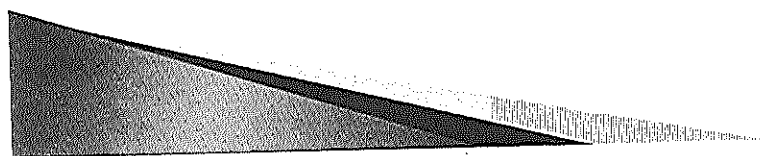
(1) 男性 76歳
女性 76歳

(2) 女性・・・軽い認知症と精神障がい

(3) 持ち家(マンション) 共有

被害合計は・・・

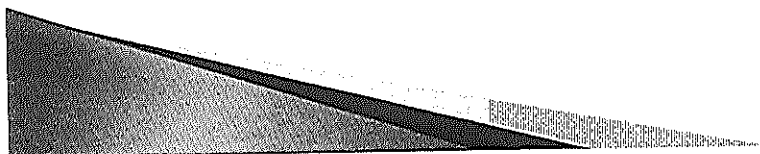
39, 781, 180円！！



事例③

一定の財産はあるが、一人住まいで老後が不安。銀行に預けていても利息はつかないし。

・・・投資を勧められたが・・・



(話題)レアメタルについて

- (1) 身体が不自由になりつつある独り住まいの高齢者の方が携帯電話等を利用してコミュニケーションをしている。
- (2) 高齢者にとっても携帯電話は必要不可欠な状況になってきている。
- (3) この携帯電話のためにはレアメタルが必要だが、マスコミ等でもこのレアメタルを中国等に依存しており、中国が先日この輸出規制をした？との報道がされた。

このレアメタル投資を行う企業から 勧誘を受けたAさん

- (1)73歳・要介護3
- (2)元塾経営者
- (3)未婚で独り住まい
- (4)軽い認知症、少し精神障がいも

障がい者のための成年後見制度利用例

- 1 親族が年金を管理しているが、福祉サービスの利用料が支払われない？
→本人の年金を管理する人(後見人等)を選任してもらい、管理を親族から後見人等に移す。
- 2 消費者被害に度々あう。過去の被害も回復したい
→後見人等を選任してもらい、これらの取引を取り消す。そして後見人等が本人に代わって訴訟を提起する。
- 3 親族が本人に身体的虐待を行っているようだ。
→障害者虐待防止法をふまえて、後見の申立等を行い、第三者が後見人となり、親族との分離を踏まえて施設入所を行う。年金は後見人等が管理して、費用を支払う。

成年後見制度の現状の評価

- 1 年々、新規申立数は増加し、年間3万5000件となり利用は確実に広がりつつある。
(平成12年は9,000件弱であった)
- 2 しかし、利用予定者(予備軍?)は
 - ①認知症高齢者 280万人+ α
 - ②知的障がい者 55万人弱
 - ③精神障がい者 323万人強と思われるのに・・・利用者は少ない？

成年後見制度の現状の評価

3 例えば、ドイツとの比較をすると

4 何故か？・・法務省の分析・・

(1) 制度の周知不足

(2) 費用・後見報酬等一の負担が困難

(3) 欠格条項の適用を避けたい

(4) 親族等の援助により、特段の必要性を感じない

(5) 親族間の意見が一致しない

課題を通してみる現状

- 障害者権利条約12条に基づく見直し
- 成年後見人等の権限の見直し
- 「意思決定支援」の仕組みと成年後見制度
- 親族後見人の支援のあり方
- 家裁の成年後見監督のあり方
- 行政による後見人の相談・支援機関の設置
- 成年後見人等の担い手の確保
- 市町村長申立制度の抜本的強化
- 後見報酬助成制度の必須事業化と対象拡大
- 後見類型が異常に高率であること

成年後見制度の質問を受けたら？

私は、福祉関係の仕事に携わっています。障がい者の親から成年後見制度の利用について、最近よく質問されるようになりました。

(1) 成年後見制度の内容を聞かれた時は、どんな点に注意して答えたらいいでしょうか？

・・・メリットとデメリット 取り消しはできない
状態が同じであれば
答え

(2) 仮に勧めるとした場合、どんな点の説明をしておかなければなりませんか？

・・・選任される人の予想

本日の議論

第1 受け皿に向けて

第2 地域での中核組織の位置づけ

成年後見制度の必要性の認識

- 1 対象者は、現状でも、将来的にみても、必要な人は多数に及ぶことは確か
- 2 地元で暮らす住民の多数にとって、「否応なし」に考えざるを得ない制度であることは確か～現状の法制度がそのままでもいいかはともかくとして

第1 受け皿論～だれが担うか

親族

専門職

法人

市民

— 親族後見の限界 —

● 後見人のなり手の問題

～ 家族後見から第三者後見へ

① 少子化・・・子どもがいない

② 核家族化・・・子どもが近くにいない

③ 高齢化・・・高齢独居世帯、高齢夫婦世帯の増加

→ 家族・親族では支えきれない現状

⇒ 家族・親族が後見人になった場合の「不祥事」事案の増加？ 適格性のある第三者の方が安全？との裁判所の考え方があがる？

— 専門職後見の限界① —

(1) 専門職後見人は、増加している。成年後見の受け皿として、今後とも役割は大きい。

(2) 限界がある。

① 専門職の偏在

② 専門職はビジネス的な面が避けられないこと
・・・報酬付与との関係で限界がある。

③ 困難事案(色々な要素が錯綜している?)・長期事案への対応

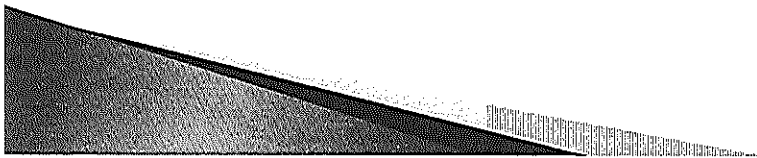
－ 専門職後見の限界②－

(1) 専門職への後見報酬の付与

→年金収入だけの方や特に長期間に亘る場合には、この負担が大きい

(2) 意思疎通が困難な方や長期間に亘る場合の困難性

→専門職と言っても専門外の分野は素人？



法人後見と市民後見

～いま地域で検討されている受け皿～

(1) 法人後見・・・社会福祉協議会やNPO法人等の中で適格性のある法人が後見人に就任する。法人が後見人になることについては、現行法上問題がない(民法843条4項はこれを前提としている)。

(2) 市民後見・・・市民の方が後見制度等の研修を受け、知識・倫理観を取得した上で、全くの第三者の後見人に就任する。後見人になるための法的な基礎資格はない(民法843条4項は、「後見人の職業、経歴、利害関係、被後見人の意見等を考慮の上」選任すると規定する)。



法人後見・市民後見の区分

- 1 成年後見制度を必要とする方々にとって～
必要とする本人のためになるのであれば、どちらでもいいとも言える？
- 2 「枠組み作り」は、地域（地域型の場合）の設計や
当事者団体（当事者型）であるので、どのような選
択をするかはそれぞれの設計次第？
- 3 ビジネス的には成立しにくい分野であるので、いず
れにしても経済的支援が不可欠か？




1 法人後見

～法人が成年後見人に就任することについて～

(1) 法的根拠

平成12年4月の施行により、実現。

(2) 立法時に説明されていた内容

- ①福祉関係の事業を行う法人が、その人的・物的な体制を
組織的に活用して本人の財産管理、身上監護の事務を遂
行することができる。
 - ②本人に身寄りがない場合や、適当な成年後見人等の候補
者を見出すことができない場合に、法人後見を認める必
要性もある。
- 

どんな事案にあっているか？

法人後見のメリットとは？

- (1) 継続性の担保(担当者の交代)
- (2) 集団的な支援体制を構築できる(多様な専門性)
本来の法人後見相当事案とは？
 - ① 長期の後見活動が予想される事案
 - ② 本人の資産が少なく、専門職後見人の選任が困難な事案
 - ③ 身上面、家族対立等支援困難な事案(攻撃・暴力が懸念される事案)
 - ④ 頻繁で連続性がある事案

この目的が達せられる法人とは？

「法人の事業の種類および内容」については

(裁判所の見解)

- ① 法人の種類、目的および事業内容が成年後見人等としてふさわしいか
 - ・・・利益優先団体ではない
- ② 適切な後見事務を処理する体制が整っているか
 - ・・・質の確保ができているか？ 専門家の関与、迅速な判断が可能か

この目的が達せられる法人とは？

(裁判所の見解)

③後見事務担当者に対する監査の体制が整っているか

・・・チェック体制・複数の目

④財政基盤が安定しているか

→この要件を満たすことは、相当ハードルが高い



法人後見の現在の類型

1 社会福祉協議会型

- 行政との密接性
- 財政基盤の安定性
- 地域からの信頼

2 NPO型

- 多様な活動

3 当事者団体関与型

- 質の確保
- スタッフの確保・・・△中立性・公平性

法人後見団体

(当初の理念)

長期、資産的理由、支援困難各事例

(現 実)

長期？資産的資源がない、支援困難

- ◆ 地域に社会的資源がない
- ◆ 権利擁護のセンターとして
- ◆ また、行政の公的責任の表現場面とも言える(行政型)

愛知県知的障害児者生活サポート協会の例①

(1) 知的障がい者施設協会が関わる、別法人が法人後見を行う。

→利益相反行為に注意(後見人は、利用料を支払う側、施設は利用料を受け取る側)(後見人は、本人のために施設に注文を出す側、施設はその注文について交渉する側)

(2) 公的性格の高い組織であること

→公益法人である社会福祉法人の連合体が母体となっている

(3) 経済的安定性・継続性

→公益法人の責任のもと、確保されやすい

愛知県知的障害児者生活サポート協会の例②

(4) 本人への負担を軽くする

→本人の財産から支弁される報酬をできるだけ抑えたい、ビジネスではないので可能

(5) 具体的な実務担当者の確保

→加盟団体の職員の方から希望者を募る。もともと社会福祉士有資格者等で福祉サービス関係の知識はあるので、そこに成年後見制度の知識を得るための研修を行うことで確保しやすい。



2 市民後見人

(1) 市民後見人とは？

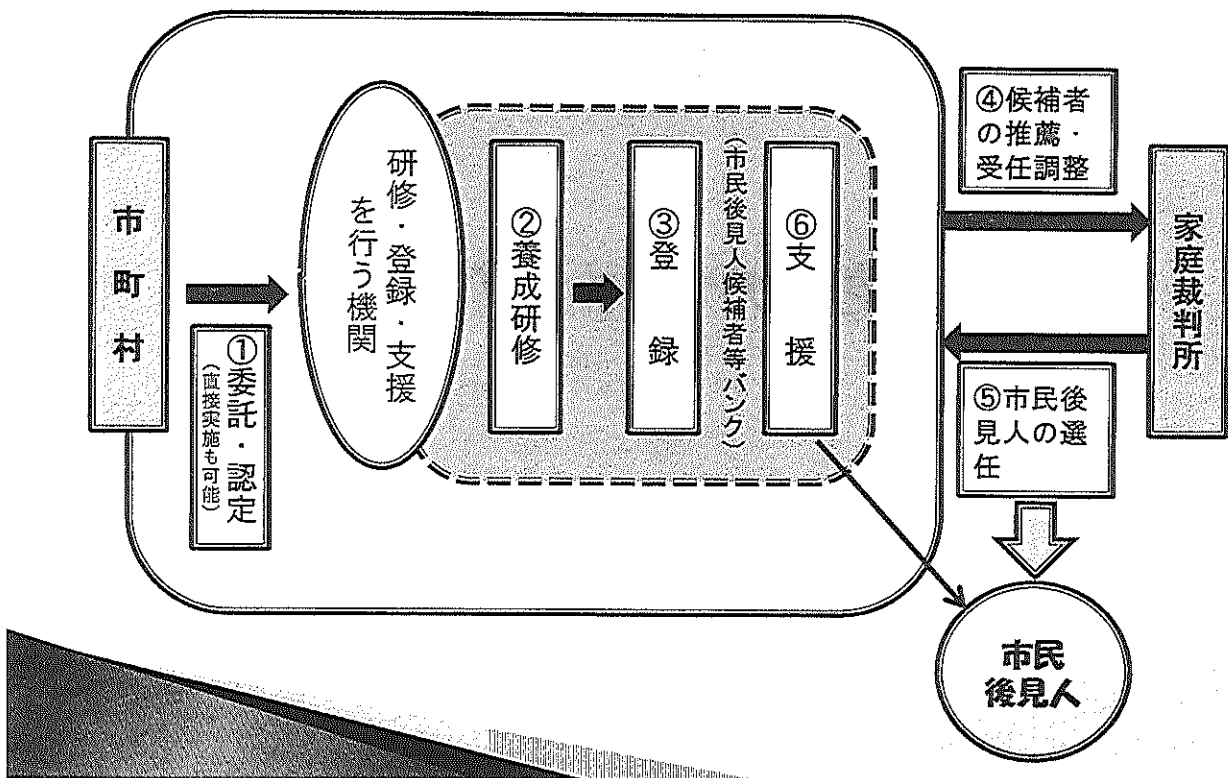
「家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を生かした後見活動を、地域における第三者後見人の立場で展開する、権利擁護の担い手のことである」

(2) 市民後見人の位置づけ

⇒「後見爆発」をふまえての受け皿論(現実論)

⇒ 市民後見人を積極的に位置づける議論(理念論)

各論①－市民後見人論



各論②－

市民後見人に求められること

- (1) 後見人の供給困難を回避することを理由とする代替機能と位置づけるだけではない
- (2) 市民後見人の姿
 - ①本人の意思の代弁
 - ②本人のニーズの充足
 - ③良好な社会関係の構築
 - ④適切なサービスの活用
 - ⑤有意義な財産活用等

市民後見に必要とされる装置

(1) 市民後見人の養成機関

(2) 市民後見人のマッチング機関

(3) 市民後見人の支援・監督機関



第2 地域の中核機関の設置

(1) 親族後見人は、今後とも一定数の割合を占めることは確実

★しかし、「これを支援する(相談する)機関がない」

→これが親族後見を減少させている原因にもなっている

(2) 申立をしたくても手続きが繁雑

→これが申立を躊躇させ、普及を遅らせている

法人後見活動に参加しての感想①

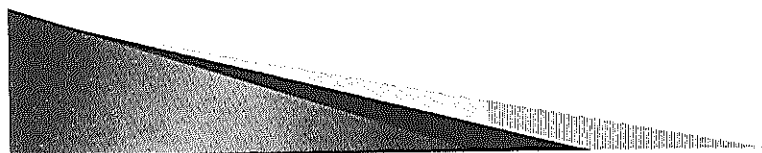
- 1 ノウハウが蓄積されていく
…最初は手さぐりだが段々と活動は軌道にのる。
- 2 法人後見団体自体がすることと、外部の専門家に委ねる部分の棲み分けが不可欠
- 3 随時、専門家の知識が必要となる
…法人後見団体は「福祉的な知識(制度面・手続き面)」は豊富であるので、それ以外の医学的・法律的なアドバイス体制を作ること

法人後見活動に参加しての感想②

- 4 急激に増加する受任は不可能であるので、計画的に受任をしていくこと
- 5 事前に制度設計について裁判所とすり合わせをすること(あるいは、法人後見人として選任される際に、裁判所が何を要求するのかについて事前にリサーチをすること)
- 6 法人といっても人の集まり。しっかりとした人が一定数いないとレベルアップしない。一定期間継続していく中で人の養成(初期メンバーからの引継ぎが難しい?)

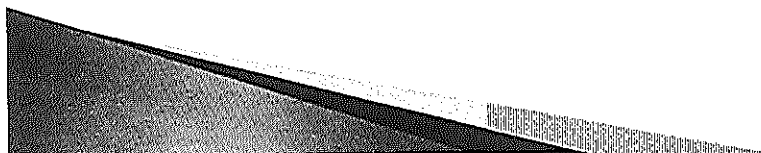
法人後見活動に参加しての感想③

- 7 後見の啓発・広報をきちっとすること
・・・不祥事案もあり、その点をふまえての広報を
- 8 防止しうる賠償責任発生事案対策の充実と避けられない事案の保険対応の検討
- 9 コンプライアンス意識の形成
・・・個人情報保護等



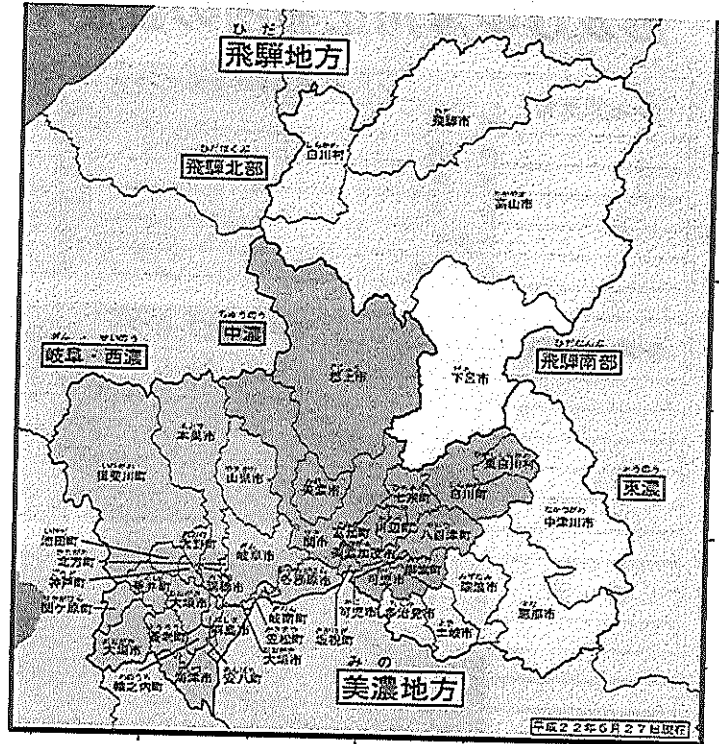
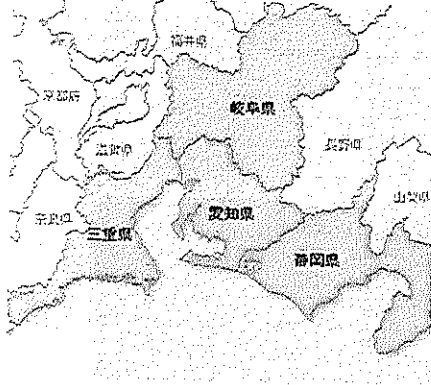
例えば法人後見を利用すると

ある例・・・

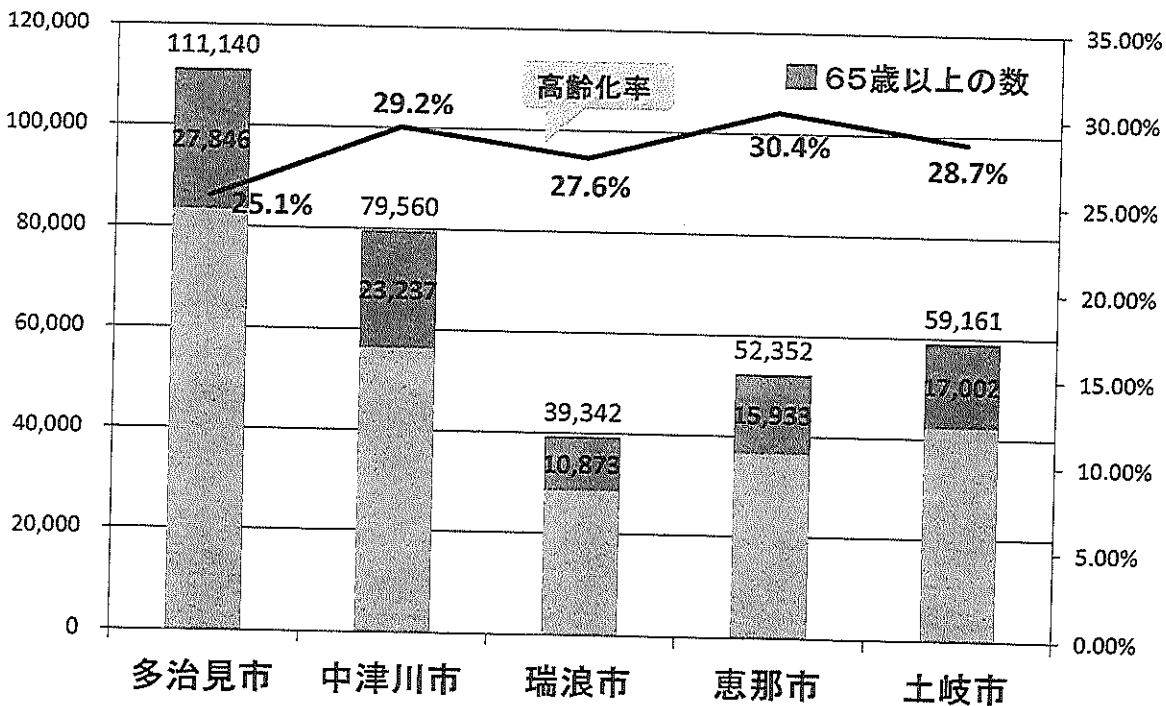


岐阜県 東濃5市

- ① 多治見市
- ② 中津川市
- ③ 瑞浪市
- ④ 恵那市
- ⑤ 土岐市



東濃5市の人口と高齢化率 (平成25年7月1日現在)



岐阜県統計課「岐阜県人口動態統計調査」より

平成24年12月31日時点の岐阜家庭裁判所多治見支部及び中津川出張所の監査中の後見等の件数

多治見支部	東濃成年後見センター		その他	合計	割合
	後見	76	173	249	31%
保佐	52	38	90	58%	
補助	26	24	50	52%	
合計	154	235	389	40%	
未成年	0	14	14	0%	
任意後見	0	1	1	0%	

中津川出張所	東濃成年後見センター		その他	合計	割合
	後見	29	67	96	30%
保佐	25	11	36	69%	
補助	8	6	14	57%	
合計	62	84	146	42%	
未成年	0	10	10	0%	
任意後見	0	0	0	0%	

合計	東濃成年後見センター		その他	合計	割合
	後見	105	240	345	30%
保佐	77	49	126	61%	
補助	34	30	64	53%	
合計	216	319	535	40%	
未成年	0	24	24	0%	
任意後見	0	1	1	0%	

岐阜地方裁判所多治見支部及び中津川出張所の成年後見事件の件数の推移

多治見支部	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
後見開始	35	43	50	63	55	47	49
保佐開始	23	10	22	19	45	47	52
補助開始	24	21	17	9	18	19	36
合計	82	74	89	91	118	113	137
後見センター	19	15	22	26	31	33	25
受任率	23%	20%	25%	29%	26%	29%	18%

中津川出張所	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
後見開始	9	17	16	19	25	29	28
保佐開始	0	2	9	2	16	28	14
補助開始	0	0	9	3	11	9	9
合計	9	19	34	24	52	66	51
後見センター	0	0	12	11	19	30	30
受任率	0%	0%	35%	46%	37%	45%	59%

選択肢①

- (1) 法人後見・・・しっかりした法人が母体であれば安心。
「構成員が見識(知識・倫理観等)に優れていれば」・・・「専門家」集団の集まり・・・この人材がいるか？ 専門家を継続的に供給できるか？ 何件くらいまで耐えるか？
- (2) 市民後見・・・(中核組織があることを前提の上、)受け皿の数は大きい・・・市民後見の継続的養成・支援・相談体制ができるか？ 市民後見適正事案の限界は？

選択肢②

単独型？ 広域型？

(1) 単独型の場合

- ① 設立しやすい？ 小回りが利く、意思決定が早い
- ② 人材の確保や養成が難しい

(2) 広域型の場合

- ① 人材の確保・養成はやりやすい
- ② 設立までが繁雑？ 意思決定に時間がかかる

ま と め～私見～

- (1)「まあまあ」では済まない場面が増えていること
～判断能力がない人の各行為は、困難になってきています

コンプライアンス社会

- (2)絶対数を考えること
～地域で暮らすかなりの人が否応なく必要になります

例外ではなく原則後見爆発社会

- (3)自分のこととして捉えること
～今支えている人が、支えられる側になります

立場の交代可能性のある社会